

食品安全委員会第972回会合議事録

1. 日時 令和7年2月18日（火） 14：00～16：24

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・有機フッ素化合物（PFAS） 2案件

（環境省からの説明）

水道により供給される水の水質基準の設定について（ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA））

（消費者庁からの説明）

ミネラルウォーター類の規格基準の設定について（ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA））

・遺伝子組換え食品等 3品目

（消費者庁からの説明）

JPAo013株を利用して生産されたホスホリパーゼ

除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系統（食品）

（農林水産省からの説明）

除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系統（飼料）

(2) 企画等専門調査会における審議結果について

・令和7年度食品安全委員会運営計画について

・令和6年度食品安全委員会緊急時対応訓練の実施結果及び令和7年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について

・令和6年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

・「アセチルシステイン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「アセチルシステインを有効成分とする飼料添加物」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「プラレトリン」に係る食品健康影響評価について
- (5) 令和6年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果並びに令和7年度食品健康影響評価技術研究の採択課題（案）及び事前評価結果について
- (6) 令和7年度食品安全確保総合調査課題（案）について
- (7) 食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している抗菌性物質である動物用医薬品及び飼料添加物について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の微生物学的ADIに係る食品健康影響評価の取扱いについて
- (8) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

環境省 柳田水道水質・衛生管理室長

消費者庁 紀平食品衛生基準審査課長

消費者庁 野坂新開発食品保健対策室長

農林水産省 古川飼料安全・薬事室長

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、

古田評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、

今井評価情報分析官、寺谷評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について<水道により供給される水の水質基準の設定について（ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA））>

資料1-2 食品健康影響評価について<ミネラルウォーター類の規格基準の設定について（ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA））>

資料1-3 食品健康影響評価について<JPAo013株を利用して生産されたホスホリパーゼ>

資料1-4 食品健康影響評価について<除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系統（食品）>

資料1-5 食品健康影響評価について<除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系

統（飼料）＞

- 資料 2 - 1 企画等専門調査会における審議結果について
- 資料 2 - 2 令和 7 年度食品安全委員会運営計画（案）
- 資料 2 - 2 参考 1 令和 7 年度食品安全委員会運営計画（案）概要
- 資料 2 - 2 参考 2 令和 7 年度食品安全委員会運営計画新旧対照表（案）
- 資料 2 - 3 令和 6 年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）
- 資料 2 - 4 令和 7 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）
- 資料 2 - 5 令和 6 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補に関する企画等専門調査会における審議結果について
- 資料 3 - 1 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について＜アセチルシステイン＞
- 資料 3 - 2 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について＜アセチルシステインを有効成分とする飼料添加物＞
- 資料 4 動物用医薬品に係る食品健康影響評価の審議結果について＜プラレトリン＞
- 資料 5 令和 6 年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果並びに令和 7 年度食品健康影響評価技術研究の採択課題（案）及び事前評価結果について
- 資料 6 令和 7 年度食品安全確保総合調査課題（案）について
- 資料 7 食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している抗菌性物質である動物用医薬品及び飼料添加物について、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の微生物学的 ADI に係る食品健康影響評価の取扱いについて（案）

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第972回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、環境省の柳田水道水質・衛生管理室長、消費者庁の紀平食品衛生基準審査課長、野坂新開発食品保健対策室長、農林水産省の古川飼料安全・薬事室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第972回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は 18 点ございます。

資料 1 - 1 が有機フッ素化合物（PFAS）「水道により供給される水の水質基準の設定に

ついて（ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA））」に係る環境省からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料1－2が有機フッ素化合物（PFAS）「ミネラルウォーター類の規格基準の設定について（ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA））」に係る消費者庁からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料1－3が遺伝子組換え食品等「JPAo013株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に係る消費者庁からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料1－4及び1－5が遺伝子組換え食品等「除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系統」に係る消費者及び農林水産省からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料2－1が「企画等専門調査会における審議結果について」、資料2－2が「令和7年度食品安全委員会運営計画（案）」、資料2－2参考1が「令和7年度食品安全委員会運営計画（案）概要」、資料2－2参考2が「令和7年度食品安全委員会運営計画新旧対照表（案）」、資料2－3が「令和6年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）」、資料2－4が「令和7年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）」、資料2－5が「令和6年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補に関する企画等専門調査会における審議結果について」、資料3－1が「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<アセチルシステイン>」、資料3－2が「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<アセチルシステインを有効成分とする飼料添加物>」、資料4が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価の審議結果について<プラレトリン>」、資料5が「令和6年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果並びに令和7年度食品健康影響評価技術研究の採択課題（案）及び事前評価結果について」、資料6が「令和7年度食品安全確保総合調査課題（案）について」、資料7が「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している抗菌性物質である動物用医薬品及び飼料添加物について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の微生物学的ADIに係る食品健康影響評価の取扱いについて（案）」。

以上でございます。

不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長 続きますして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

カメラ撮影の方は、ここまでとさせていただきます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1から1-5にありますとおり、環境大臣から2月12日付で有機フッ素化合物(PFAS)1案件について、内閣総理大臣から2月10日付で遺伝子組換え食品等2品目、2月12日付で有機フッ素化合物(PFAS)1案件について、農林水産大臣から2月10日付で遺伝子組換え食品等1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

まず、有機フッ素化合物(PFAS)2案件についてでございます。

それでは、環境省の柳田水道水質・衛生管理室長から説明をお願いいたします。

○柳田水道水質・衛生管理室長 環境省水道水質・衛生管理室長の柳田でございます。

ただ今委員長からございましたとおり、本日、水道水中におけるPFAS、PFOAについて説明をさせていただきたいと思っております。

資料1-1を御覧いただければと思います。「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)」について、令和7年2月12日付で環境大臣から食品安全委員会の委員長に意見を求めるということで諮問させていただいたところでございます。

それでは、具体的な内容等について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、令和6年6月に食品安全委員会から環境大臣にPFASに関する評価書をいただいたところでございます。この中でPFOS及びPFOAのTDIをいただいたところでございますけれども、環境省内における審議状況について簡単に説明させていただきます。

令和6年7月に水質基準逐次改正検討会を開催させていただきました。その後、水道水におけるPFOS及びPFOAの検出状況に関する全国調査の結果等も踏まえて検討を進めまして、昨年12月24日に同じ検討会におきまして方針案を議論いたしました。また、2月6日に中央環境審議会の水道水質・衛生管理小委員会におきまして、報告案について御審議いただきまして、おおむね了承いただきましたので、食品安全基本法に基づき、意見を求めるものでございます。本日の資料は、この2月6日の水道水質・衛生管理小委員会の資

料を用いて説明させていただきます。

具体的な基準の案についてですけれども、資料1-1の右下の通しのページで7ページ目を御覧になっていただければと思います。基準値の検討といったところで、食品安全委員会さんの評価書の中でPFOS、PFOAのTDIの設定について、この四角の枠の中で囲っているところにPFOS、PFOAそれぞれ20 ng/kg 体重/日という数字がございます。これを踏まえまして、水道水におきましては、TDIに一般的に用いられております、7ページの真ん中から下のところがございます計算の方法ですが、我が国の水道水の水質基準値等の設定で通常用いられている体重50 kg、一日当たり摂取量2 L、また水道水の割当率10%を用いて、この下にあるとおり計算いたしましたところ、この計算式から50 ng/L (0.00005 mg/L)という数字が出たところでございます。

このTDI、PFOS、PFOAそれぞれについて値が出ているところでございますけれども、水道水の基準の設定に当たりましては、安全側を見て合算値としてPFOS、PFOAを合わせて50 ng/Lという値を採用しているところでございます。この考え方は、ALARAの原則にも合致しているものというふうに考えているところでございます。

また、水質管理目標設定項目という現在PFOS、PFOAの位置づけになっているところですが、これを水質基準に見直すのに当たりましては、毒性評価のほか、浄水における検出状況も考慮しているところでございます。

ページを戻って6ページ目を御覧いただければと思います。アとして分類見直しの要件というのがございますけれども、表1にございます水質管理目標設定項目が、分類要件1、分類要件2ということで、浄水から検出されている場合には、水質基準項目への引上げを検討するということとなります。もちろんこの検出状況以外にも、ほかのそれぞれ例えば浄水処理における除去性とか、そういったことも総合的に評価して判断すべきということでございますが、こういったことが要件になっているところでございます。

分類の検出状況に当たりましては、水道統計や、あとは昨年5月に環境省と国土交通省が共同でPFOS、PFOAの検査状況に関する全国調査を行いました。こういった調査結果から、この分類要件の最近3年継続で評価値の10%超過地点が存在している、評価値50%超過地点が存在している、または評価値の超過地点が存在しているという要件を満たしているということになりました。また、浄水処理性ということで、PFOS、PFOAは浄水場では活性炭処理によって濃度低減することが可能であるといった状況も踏まえて、最終的に水質基準に引き上げることとしたところでございます。

水質基準の値及びその考え方につきまして、簡単ですが、説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容を踏まえ、評価の手順について御意見等がございましたら、お願いいたします。

浅野委員。

○浅野委員 御説明ありがとうございました。ただ今環境省より令和6年6月の食品安全委員会からの評価書の通知に基づいた基準値案が諮問されたものであるとの説明がありましたが、評価書には、リスク管理機関への課題として、まずは今回設定したTDIを踏まえた対応が速やかに取られることが重要であると記載もしました。

食品安全委員会としましては、評価書で通知した考え方は今も変わっておらず、我が国においては、何よりも今回設定したTDIを踏まえたリスク管理措置が速やかに実施されることが重要であるという認識です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。祖父江委員。

○祖父江委員 私も浅野委員と同じ意見でありまして、PFASについて我が国における問題点の1つは、法的なリスク管理措置が未整備であることだと思います。評価書作成当時、私はまだ食品安全委員会の委員ではなくて、PFASワーキンググループの専門委員としてワーキンググループに参加しておりましたけれども、そのように認識しておりました。

環境省から先ほど説明がありましたように、これまで水道水に含まれるPFOSやPFOA濃度について、努力目標としての値はありましたけれども、法的拘束力がありませんでした。今回諮問された水道基準案が法的基準として設定されることにより、国内の水道水におけるリスク管理措置が法律に基づいて実施されることとなります。

ただし、本諮問について1つ確認しておくべきこととして、通常は食品安全に関する施策策定に当たってリスク管理機関である関係府省から食品安全委員会に諮問を受けた後に食品健康影響評価を行うことになっていきますけれども、今回のPFASは、諮問に先だって食品安全委員会が自らの発意で評価書を作成し、リスク管理機関に対して評価結果に基づくリスク管理措置を求めたという経緯があります。本諮問は、リスク管理機関が食品安全委員会の求めに応じて必要な管理措置を示したものであり、評価の方法としては諮問内容が既に行った評価書で示された食品健康影響評価結果に適切に答えているか、これを確認することによって行うべきと考えます。したがって、確認項目としては、今回の規格基準案がTDIその他の評価結果を踏まえたものであるかという点、さらに評価書の第8章、食品健康影響評価の第5項、まとめと今後への課題の(2)今後への課題、②リスク管理について記載されている項目、具体的には1番目として今回設定したTDIを踏まえた対応が速やかに取られること、2番目としてPFASにばく露され得る媒体(飲料水、食品等)における濃度分布に関するデータの収集を早急に進め、その調査結果等に基づいて、高い濃度が検出された媒体に対する対応を一層進めること。3番目として、我が国においてはPFASばく露が懸念される地域の住民における血中濃度の分布、高ばく露者の把握等の必要性も含め、今後のリスク管理の方策や対応の優先度等について検討すること。4番目として、国や自

治体等が、血中PFAS濃度測定を実施する場合は、その目的や対象者、実施方法、フォローアップの方法等について慎重に検討すること。5番目として、本評価の対象としたPFOS、PFOA及びPFHxSについては、その難分解性、高蓄積性を考慮すると、使用規制や排出源対策を適切に行うこと、これら5点が対象になる項目になると思います。

さらに、これ以外に確認すべき点として、PFASに関しては、評価書において科学的知見が集積してくればTDIを見直す根拠となる可能性はあることが示唆されておりまして、このようなTDIを見直す根拠となる知見の有無についても検討する必要があると思います。この点は私と頭金委員が報告書作成後の科学的知見について確認をしており、後ほど説明をさせていただきます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかに。頭金委員、どうぞ。

○頭金委員 評価書には、今後の課題の①リスク評価についての項目においても、情報収集が挙げられていたと思います。これらにつきましても、リスク管理機関としてどのような対応をしているのか確認すべきと考えております。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにございせんか。松永委員。

○松永委員 松永でございます。

祖父江委員、頭金委員が御指摘された項目に加えまして、評価書の最後に記載されているリスクコミュニケーションについても、リスク管理機関としてどのように対応しているかについて確認すべきと考えます。TDIを決めたのは令和6年6月でありまして、あれからおよそ8か月たっています。内容の詳細はよく覚えていないという方が多いと思いますので、多くの方に思い出していただいて、リスクコミュニケーションを重ねることが重要だと考えます。TDIはどうやって設定されるものなのかについて、まず初めに祖父江委員に解説していただけると、聞いている方に分かりやすいかというふうに思います。

以上です。

○山本委員長 御意見ありがとうございます。

それでは、まず初めに、リスクコミュニケーションの観点も踏まえ、TDIの設定の考え方を祖父江委員に解説していただく。その後、評価書作成後の新たな科学的知見の有無を確認し、最後に評価書で指摘した事項に関する対応状況について確認することとしたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、祖父江委員、TDI設定の考え方について、改めて御説明いただけますか。

○祖父江委員 祖父江の方から説明させていただきます。

TDIは、科学的データに基づいて専門家の判断により設定するものです。食品安全委員会は、我が国の専門家22名から成るワーキンググループを設置し、米国や欧州などリスク評価機関が指標値の根拠として使用した科学的データを含めて国内外で報告された約3,000報にわたる科学論文について検討いたしました。

ただ、評価書をまとめた段階で諸外国のリスク評価機関が提示しているTDIには大きなばらつきがありまして、低い値と高い値の間にPFOSで約600倍、PFOAで約5,300倍の開きがありました。

○山本委員長 ありがとうございます。

松永委員、どうぞ。

○松永委員 松永でございます。

私はリスクコミュニケーションの担当ですので、あえて質問させていただくのですが、国によってTDIの判断に差があるというところ、これが多くの人にとっては非常に分かりづらいところのようです。どうしてこうなるのか説明していただけますでしょうか。

○山本委員長 祖父江委員、お願いします。

○祖父江委員 諸外国のリスク評価機関が評価に用いた科学的データはおおむね一致しています。ところが、専門家の判断の違いによって、採用する科学的データに違いが生じ、その結果としてTDIに違いが生じたと認識しております。逆に言うと、決定的な科学的データが不十分なため、専門家間での判断に差が生じやすいという状況にあるということです。

○山本委員長 よろしいですか。松永委員。

○松永委員 松永でございます。御説明ありがとうございます。

各国ともにはほぼ同じデータを基に検討していると。しかし、評価者である専門家の見解が異なったということだというふうに理解しました。

私は、評価に関わるワーキンググループの会議にほぼ毎回出席していました。それで、祖父江委員をはじめ専門委員の方々に非常に真摯な議論を重ねていただいたと思っていま

す。皆さんが決定的な科学的データが集積する状態に至っていないという趣旨を述べておられました。評価書では、科学的知見が集積してくればTDIを見直す根拠となる可能性はあるとしています。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

そういった点も踏まえまして、評価書作成後の新たな科学的知見につきまして、御意見ございますでしょうか。

祖父江委員、どうぞ。

○祖父江委員 食品安全委員会においては、この諮問の前から通常業務として、食品安全情報として収集された情報等により、PFASに関する情報のアップデートを行っています。これに加えて、今回改めて評価書作成後の関連文献を収集いたしました。具体的には、自ら評価の際と同じ検索条件を用いて、PubMed上で昨年6月以降の文献を抽出し、頭金委員と共に関連する分野の専門の先生の御意見を伺った上で、最近の文献の内容についても確認をしております。

その結果、諸外国のリスク評価機関が注目している肝臓、脂質代謝、生殖発生、免疫、発がん、こういったエンドポイントのうち、肝疾患や心血管疾患などの疾患との関連を示唆する論文が散見されておりますけれども、今のところTDIを見直す必要性につながる論文は見られておりません。

一方で、最近主要なエンドポイント以外にも様々なエンドポイントとPFASとの関連が検討されてきているという傾向があると思います。そのうちで、我が国から発表された論文として特に注目される論文としては、昨年9月に発表された母親のPFASばく露と子供の染色体異常に関するエコチル調査が挙げられると思います。このエコチル調査で報告された染色体異常とPFASとの関連については、質の高い研究により関連がありと示された重要な結果だというふうに思います。しかし、調査対象の約2万5000人のうち、染色体異常が観察されたのは44例で、統計的な不確実性が大きいということ。それから、妊娠12週以前に流産をした妊婦が含まれていないということ、あるいはPFASばく露レベルが比較的低いために他の要因の影響を受けやすいことなどの問題点もあります。本論文の著者の見解として、今回得られた結果を基に、すぐにPFASと染色体異常との関連を結論づけることはできないとされており、また、本論文を掲載した米国雑誌においても、PFASが染色体異常を起こすかどうかについて、より確かな結果を得るために、生物学的なメカニズムに関する実験研究や、父親の精子に着目したPFASと染色体異常の研究、妊娠以前からの追跡調査等の必要性があると紹介されています。

一般に疫学研究から因果関係を判断するには、1つの研究ではなく複数の質の高い研究が必須であり、染色体異常とPFASとの関連については、まだ因果関係を判断する研究が不

足しています。また、疫学研究に基づいてTDIを設定する方法論が動物試験ほどは確定しておらず、疫学研究からの科学的データがそろったとしても、TDI設定にはある程度の時間を要するということが考えられます。

○山本委員長 ありがとうございます。

松永委員、どうぞ。

○松永委員 松永でございます。

疫学研究の考え方、詳しく御説明いただきましてどうもありがとうございます。恐らくリスク管理機関としての環境省さんにおいても調査の実施主体としてエコチル調査はもちろん、海外の規制当局の動向や主だった研究の動向等については注視しておられるというふうに考えています。食品安全委員会においても、リスク評価機関として海外の評価機関をはじめ海外動向を見ております。今、疫学研究でお話がありましたけれども、動物実験の分野においては、特に注目すべき際だった報告というのはなかったのでしょうか。

○山本委員長 頭金委員、お願いします。

○頭金委員 頭金からお答えさせていただきます。

疫学研究以外の研究につきましても、先ほど祖父江委員の発言にありましたが、最近の文献については、関連する分野の専門の先生の御意見を伺った上で確認いたしましたけれども、現時点で説明しておいた方がよい文献は特にはないと考えております。

最近では、リスク評価というよりもリスク管理機関における水道基準の整備強化の動きが進んでいるというように感じております。今回、水道水の水質の管理基準を努力目標から法的管理基準に昇格するという内容の諮問ですが、環境省においては水道水に含まれるPFOSやPFOAの濃度を定期的に測定することとしておりますし、その結果を基に基準の見直しを行うルールも存在しているということも説明されております。評価書を作成してから半年程度の機関ということもありますが、海外においても管理基準の整備を進めている状況でもあり、また、疫学や動物試験の領域においてもすぐに評価を見直さないといけないというような状況にはないと思います。むしろ今は何よりもTDIに基づくリスク管理措置を速やかに実施できるように関係府省の力を合わせて全力で進めていくことが必要だと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、諮問内容についての御議論についてもいただきたいと思います。どなたかございますか。

浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 浅野です。

まず初めに、食品中の汚染物質のリスク管理におけるALARAの原則を示した上で、今回設定したTDIを踏まえた対応が速やかに取られることが重要であるとされています。

今回、食品安全委員会からの通知から半年ほど経過してしまいましたが、TDIに基づいて、これまで努力目標であったいわゆる暫定基準から、法律に基づく水道基準として設定されることになる訳です。今般の水道水における限度値は、TDIの10%になるように設定されているため、TDIの20 ng/kg 体重/日に基準体重の50 kgを掛け合わせて、さらに寄与率10%を掛けたもの、これを一日の飲水量2 L/日で割ったものが50 ng/Lとなっています。

また、寄与率の10%は、他の水道水由来の不純物と同様の一般的な考えに基づいて設定されているので、算定式自体は水道基準において用いる一般的な手続に基づいていると考えてよいのではないのでしょうか。

また、PFOS及びPFOA合計で50 ng/Lは、PFOS及びPFOAのTDIである20 ng/kg 体重/日をそれぞれ単独で適用した場合、これがそれぞれ50 ng/L、合計で100 ng/Lになりますけれども、これよりも低濃度のPFASに抑える基準となっておりまして、より安全サイドに寄った考え方になっており、この基準の設定により人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにごいませんか。小島委員、どうぞ。

○小島委員 小島です。

結果的に、数値的には努力目標と水道基準で同じということですが、持つ意味は大きく異なると思います。検査漏れもなくなり、状況把握の観点でも法的拘束力のある水道基準が設定されることにより、具体的にどのように変わるのか、国民にも分かりやすいように説明をしていただけるのでしょうか。あわせて、基準値を設定後に、それに適合するかどうかをどのように確認されていくのか、特に基準値を超えた場合の取扱いがどのようになるのか、基準値を超えた水道はどうなるのかといったことについて教えてください。お願いします。

○山本委員長 柳田室長、お願いします。

○柳田水道水質・衛生管理室長 ありがとうございます。

今、御質問いただいた件でございますけれども、水道水質基準は、水道法の第4条により水道水が満たすべき要件として定められております。具体的には、水質基準に関する省

令で名称及びその基準値が定められているところですが、これにより法的拘束力を持つことになりまして、水質基準の遵守及びその検査自体が義務化されるということになります。そういうことになりますので、必ず水道事業者等は検査を行わなければならないということになり、それによって水質基準が遵守されているかどうかを漏れなく把握することが可能ということになります。

また、この基準を満たさなくてはいけないということになりますので、基準値を超過した際には、水道事業者等におきまして、例えば水源切替えだとか、あとは活性炭処理施設の設置等、こういったことによりまして濃度低減措置を行う必要がございます。そういった高濃度が出た場合にもきちんと水道事業者等において対応がなされる必要があるため、基準値を満たす水が供給されることになります。

○小島委員 御説明ありがとうございます。よく分かりました。水道基準設定後の運用管理が適切に実施されるものと考えられます。ありがとうございます。

○柳田水道水質・衛生管理室長 ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

TDIを踏まえて水道水の基準値がどのように提案されたか、また、基準値を設定した後の対応についても確認ができたと思います。

そのほか何かございますか。

浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 浅野です。

通知におきまして、リスク管理機関にお願いしたいことが評価書に課題として記載されていたと思いますので、その内容の進捗状況と伺いますか、状況につきまして、順次確認させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

まず、PFASにばく露され得る媒体（飲料水、食品等）における濃度分布に関するデータの収集を早急に進め、その調査結果等を基に、高い濃度が検出された媒体に対する対応を一層進めることについてはいかがでしょうか。

○山本委員長 柳田室長、お願いします。

○柳田水道水質・衛生管理室長 ありがとうございます。

濃度の把握につきましては、先ほども少し説明いたしましたけれども、毎年水道統計で把握を行っているということと、あとは今回、PFAS、PFOAに関しましては、昨年5月に国土交通省と共同で水道事業者等を対象とした全国調査を行いまして、水質検査の実施状況

や検査結果、対応状況等を調査いたしました。その結果につきましては、資料1-1、まず18ページ目、右肩に別添3となっていると思いますが、これが水道統計になります。水道統計は日本水道協会さんが水道事業者さんの検査結果を取りまとめて公表しているものですが、これは毎年行っているものでございます。

次の19ページ目以降が、先ほど申しました国土交通省さんと共同で行いましたPFOS、PFOAに関する調査の結果となります。

その中で、調査結果ですけれども、一番分かりやすいのが22ページ目の図1-2になります。これが年度別のPFOS、PFOAの検出状況となりまして、ヒストグラムになっておりますけれども、こういった形で濃度分布を把握しているところでございます。一番右側が50ngを超過した水道事業者の数になります。拡大したものが前のページの21ページにも同じものが載っておりますけれども、こういった形で暫定目標値が設定されました令和2年度につきましては、初めての調査ということもございまして、11の水道事業者等で超過が見られましたけれども、こういったところもそれぞれ対応を取ることによって超過事例が年々少なくなりまして、令和6年度、9月30日時点ではゼロ。その後、超過したという事例は報告を幾つかいただいておりますけれども、いずれにしても超過したところにつきましては、現在暫定目標値ではあるものの、各水道事業者において適切に対応を取っているところでございまして、これは基準化されても同様というふうにご考えているところでございます。

そして、高濃度についての対応ということでいろいろ対応がございしますが、これに関しては、少し戻っていただきまして、10ページ目になります。この報告案の中の(5)基準達成のための方策についてというところが下の方にございます。水道水においてPFOS及びPFOAが暫定目標値を超過する事例がこれまでに確認されたことから、水道事業者等が取り得る方策等に関して、参考となる資料を提供するため、令和6年11月29日に国土交通省において「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について」というものを取りまとめているところでございます。現在もそうですし、水道水質基準になった場合も、水道事業者等におきましては、この対応事例を参考に基準値を達成していただきたいと考えているところでございます。

この1番目の指摘への対応については以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。PFASにばく露され得る媒体における濃度分布に関するデータの収集等につきまして、その取組が適切になされているようであることはよく分かりました。

次に、リスク管理の中で我が国においてPFASばく露が懸念される地域の住民における血中濃度の分布、高ばく露者の把握等の必要性も含め、今後のリスク管理の方策や対応の優先度等について検討することについてはいかがでしょうか。

○山本委員長 柳田室長、お願いします。

○柳田水道水質・衛生管理室長 ありがとうございます。

PFASばく露が懸念される地域住民へのばく露状況におきましては、「PFASに関する今後の対応の方向性」というのが令和5年7月のPFASに対する総合戦略検討専門家会議におきまして、「地域での血中濃度調査の実施については、血中濃度のみを測定しても健康影響を把握することができないのが現状であるとともに、地域における存在状況に関する調査としては、環境モニタリングの強化で対応することが妥当」というふうにされているところでございます。

その一方で、PFASの一部を含む化学物質の血中濃度調査につきましては、化学物質の人へのばく露モニタリング調査業務、これを令和7年度より規模を拡大した本調査に着手する予定としております。この業務では、全国の一般的な環境にお住まいの住民の平均的な値を得ることを目的としておりまして、御指摘いただいた摂取量と血中濃度の関係だとか、あとは健康状態のデータとの突き合わせの際に、この比較対象のデータとして、その関連性に関する知見の獲得に活用するということが期待されております。

これは令和7年度予算の化学物質の人へのばく露総合調査事業費、実際この調査自体はPFAS以外にも含めた形で行っておりますけれども、この調査事業費のポンチ絵が環境省の予算のホームページにも掲載されているところでございますが、そういった調査を行う予定としております。

以上です。

○浅野委員 ありがとうございます。

血中濃度と暴露量との関係を明らかにすることは極めて重要なことだと思いますので、引き続き調査を進めていただきたいと思います。

次に、国や自治体等が血中PFAS濃度測定を実施する場合は、その目的や対象者、実施方法、フォローアップの方法等について慎重に検討することに関してはいかがでしょうか。

○山本委員長 柳田室長、お願いします。

○柳田水道水質・衛生管理室長 ありがとうございます。

これにつきまして、国として特定の地域の血液検査等を行う予定はございませんけれども、例えば地方公共団体などが疫学調査の一部として行う際には、必要に応じて技術的助言などを行っていききたいというふうに考えております。

これに関しては、環境省が昨年11月に「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（第2版）」というものを作成いたしました。その中の8ページ目になります。この中で「PFOS又はPFOAによる健康影響を明らかにするために、疫学研究を行う上で血液検査を行うことも考えら

れるが、その際には、研究者の適切な関与のもと『人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針』を遵守し、血液検査を含む疫学研究を科学的に評価可能な方法で実施する必要がある。また、血液検査を受けた人の精神的な面を含めたフォローを含むカウンセリング等の支援体制があることが望ましい」というふうに記載しているところでございます。こういった手引き等も踏まえて、技術的な助言などを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

限られたデータを有効に活用するためにも、血中PFAS濃度と各種エンドポイントの関係、さらにはばく露量にまで関連づけられるようになると、我が国に不足しているデータが大幅に改善すると思います。なかなか疫学研究と関連づけることは難しいかもしれませんが、有用なデータが蓄積できるように、引き続き対応を進めていただければと思います。

最後になりますが、本評価の対象としたPFOS、PFOA及びPFHxSについては、その難分解性、高蓄積性を考慮すると、使用規制や排出源対策を適切に行うことに関しましてははいかがでしょうか。

○山本委員長 柳田室長、お願いします。

○柳田水道水質・衛生管理室長 ありがとうございます。

御承知のとおり、PFOS、PFOA及びPFHxSにつきましては、難分解性、高蓄積性を有するというところでございますので、ストックホルム条約の規制対象物質となっているところでございまして、条約の締約国である我が国におきましても、化学物質審査規制法に基づきまして、順次、製造、輸入等を原則禁止するという措置を講じているところでございます。

これら規制措置を講じる前に製造されたものといまして、例えばPFOS等を含有する泡消火薬剤等が考えられます。これらの取扱いにつきましては、化学物質審査規制法に基づく消火器や消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関して技術上の基準を定める省令がございまして、そういったものを設けて、その適正な管理を求めているところでございます。また、事故に伴って環境中に排出された場合の応急措置だとか、都道府県知事への届出というものを、これは水質汚濁防止法の第14条の2に事故時の措置という規定がございまして、そういった中で応急措置や知事への届出というものを義務づけていたり、また、関係省庁や関係機関と協力して、PFOSの泡消火薬剤等の実態把握調査、正確に言うとPFOS等含有泡消火薬剤全国在庫量調査というものを4年に1度行っております。最近では昨年11月1日に環境省において調査結果を公表しているところでございます。

また、廃棄時におきましては、PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項というものを2022年9月に公表しているところで、これに基づきまして適正に処理すると

いうことにしております。これに、さらなる汚染拡大防止に関しては、特に環境中のPFOS、PFOAの濃度の低減に関する対策技術ということで、令和6年度補正予算におきまして実証事業を実施する予定にしております。これも環境省の予算のページに載っておりますけれども、こういった形で効果的・効率的な対策技術に関する知見を集積していくということでございます。いろいろな取組を進めているところでございますので、引き続きこういった取組を推進していきたいと考えております。

以上です。

○浅野委員 ありがとうございます。

使用規制については順調に進められているというふうに感じられました。また、廃棄につきましても、適切な処理方法が実施されることにも対応されていると思います。引き続き汚染拡大防止の取組がなされるよう、一層の対応をお願いいたします。

浅野からは以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにもございますか。松永委員、どうぞ。

○松永委員 松永でございます。

評価書の最後の方でリスクコミュニケーションについても記載しております。本評価の結果及びリスク管理の現状等については、正しい情報に基づいて分かりやすく丁寧にリスクコミュニケーションを実施することが求められるという記載です。これは当然、食品安全委員会に対してでもありますけれども、リスク管理機関として環境省さんはこの指摘に対してどのように取り組んでおられるのかというところを教えてください。

○山本委員長 柳田室長、お願いします。

○柳田水道水質・衛生管理室長 ありがとうございます。

リスクコミュニケーションについてでございますけれども、環境省におきましては、令和5年7月にPFASに対する総合戦略検討専門家会議の監修の下、「PFOS、PFOAに関するQ&A集」というものを作成したところでございますが、食品安全委員会の評価結果を踏まえまして、昨年8月にこの「PFOS、PFOAに関するQ&A集」を更新しているところでございます。

また、そのQ&A集の内容をさらに分かりやすくしたリーフレットも作成しておりますし、あと、PFASに関して様々な情報を集約したポータルサイトを作成しております。環境省のホームページを開くと有機フッ素化合物（PFAS）についてというページがあって、PFASに関していろいろな分野にまたがっているのですが、そういったものを一つにまとめて、それぞれクリックすると関連のページに飛んでいくみたいな感じで、そういった情報

を一つにまとめているというようなところになっております。

また、リスクコミュニケーションの促進のため、昨年11月、先ほども少し説明いたしましたけれども、「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」というものを改訂いたしまして、PFOS、PFOAが環境中で暫定指針値を超過した地域において、こういうQ&A集とかリーフレット、あとは食品安全委員会のQ&A集を活用してリスクコミュニケーションを図ることが望ましいということを位置づけているところでございます。

さらに、現在、地方公共団体の職員向けのハンドブックを作成しているところでございます。こういった取組を通じまして、環境省といたしましても、引き続き正確で分かりやすい情報発信やリスクコミュニケーションツールの提供を進めていきたいと考えております。

以上です。

○山本委員長 松永委員、よろしいですか。

○松永委員 御説明どうもありがとうございます。多くの方に分かりやすく情報提供し、意見交換するという、様々な取組でリスクコミュニケーションに御対応くださっているというふうに受け止めました。ありがとうございます。食品安全委員会としても、しっかりと連携させていただきたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。頭金委員、どうぞ。

○頭金委員 評価書の中には、今後の課題として、リスク評価に向けた情報収集も挙げられていたと思います。具体的には、1点目として、今回の検討に用いた疫学研究の結果は、ばく露レベルやPFASと関連があるとされた影響等にそれぞれ課題があった。PFASとの関連を評価するには質の高い研究が不足しており、今後のさらなる知見の集積が期待される。2点目といたしましては、血中濃度については、今後のリスク評価に向けてPFASの摂取量と血中濃度との関連や、それらと健康影響との関連について、疫学的手法により計画的に調査することが必要と考えるということを記載いたしました。こちらについて何か環境省として取組があれば教えていただきたいと思っております。

○山本委員長 柳田室長、お願いします。

○柳田水道水質・衛生管理室長 ありがとうございます。

まず、先ほどの回答の若干繰り返しになりますけれども、PFASの一部を含む化学物質の血中濃度調査に関しては、化学物質の人へのばく露モニタリング調査業務を令和7年度に規模拡大した本調査に着手するというようにしております。この調査は、全国の一般的な環境に住んでいる住民の平均的な値を得るということを目的としております。なので、摂取量と血中濃度の関係、健康状態のデータとの突き合わせの際に比較対象のデータとして、その関連性に関する知見の獲得に活用されるということが期待されることとなります。

また、現在、環境省で行っておりますエコチル調査におきましても、PFASの一部を含む化学物質を対象とした調査を行っております。また、環境研究総合推進費を活用しております。こういったPFASに関する関連研究の支援を行っているところでございます。

以上です。

○山本委員長 よろしいですか。

○頭金委員 どうもありがとうございました。

リスク評価におけるデータ不足への対応についての取組状況について、環境省における取組を説明していただきました。既に行われているものもあれば、今後拡大実施していくものもあるということですが、リスク管理の基となるリスク評価に必要なデータの集積は今後一層重要性を増していくと思いますので、引き続き取組を進めていただければと思います。

○山本委員長 ありがとうございました。

ほかにございませんか。

6月に通知しましたTDIに基づく基準の設定に加え、評価書でお願いしていた内容についての状況についても一通り確認できたと思います。

それでは、担当の祖父江委員から御説明をお願いしたいと思います。

○祖父江委員 それでは、資料1-1の諮問事項について説明させていただきます。

既に内容的には議論いただきましたが、今回の水道基準の設定は、食品安全委員会がリスク管理機関からの諮問に先だつて自ら評価を行い、評価結果に基づいた速やかな対応をリスク管理機関に求めたことに端を発しております。この基準設定により、局長通知に基づく行政指導としての努力目標から一歩進んで、法的拘束力のある強制基準として設定され、基準値を超える水道は実質的に用いられなくなるという点で、国民の安心・安全を支える基準が水道分野で整備されることを意味しています。

また、その基準値案については、評価書のTDIに基づいて策定されたものであり、しかも、PFOS及びPFOAをそれぞれ単独で基準を設定するのではなく、合算値に対する上限として厳しめに設定されているということになりますので、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはな

いと考えられます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明によりますと、本件につきましては、食品安全委員会で設定したTDIに基づいて対応するよう求めたことに対応して、評価書のTDIに基づいて基準値案が策定されたものであって、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられます。したがって、本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる旨を環境大臣に通知したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

最後に私から一言伝達させていただきたいことがございます。今般の水道基準の設定は、TDIに基づき、さらに安全側に立った設定になっておりますが、海外におきましても水質向上の不断の試みがなされているところであり、食品安全委員会においても最新の科学的知見の動向について継続的に注視していく予定ですが、引き続き環境省におかれては、評価書でもお願いした対応を進めていただきたいと思います。具体的には、まず、PFASの毒性だけではなく、ばく露量及び疫学研究などの知見の収集に努め、必要に応じて速やかな措置を講じること。2つ目に、評価の見直しに必要な情報が集積された場合には、海外の状況も考慮した上で、必要に応じて食品健康影響評価の依頼を検討することをお願いいたします。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

柳田室長、どうもありがとうございました。

○柳田水道水質・衛生管理室長 ありがとうございます。

○山本委員長 続きまして、消費者庁の紀平食品衛生基準審査課長から説明をお願いいたします。

○紀平食品衛生基準審査課長 消費者庁食品衛生基準審査課長でございます。

お手元、資料1-2を御用意ください。こちらは諮問書ですけれども、下の記のところに記載しております。食品衛生法の規定に基づきまして、規格基準としてミネラルウォーター類についてPFOS、PFOAの成分規格を新たに設定することにつきまして、食品健康影響評価に係る意見を食品安全委員会にいただくというものでございます。こちらは消費者庁

における食品衛生基準審議会の部会で御議論いただき、了承いただいた内容を本日お持ちしておりますので、部会で使用した資料に基づいて内容を御説明しあげます。

こちらの資料、通し番号で5ページ目にお進みください。横の資料になっておりまして、右下にページ番号が2つありますけれども、左側の数字が通し番号になります。

5ページ目、こちらはこれまでの動向についてでございます。真ん中のポツですけれども、昨年6月に食品安全委員会からPFOS、PFOAについての評価結果をいただいているというものでございます。

また、一番下のポツですけれども、先ほど環境省から御説明がありましたように、水道水の水質基準について検討が進められているという状況でございます。

6ページ目にお進みください。こちらは食品安全委員会からいただいた食品健康影響評価の結果として、PFOS、PFOAそれぞれのTDIについてでございます。

7ページ目にお進みください。こちらは先ほど環境省から御説明がありました水道の水質基準における検討の状況ということで、水質基準項目としてPFOS、PFOA、基準値として0.00005 mg/L以下ということで検討が進められているものでございます。

8ページ目にお進みください。こちらは平成22年の当時厚生労働省の審議会で御議論いただき、了承いただいているものでございます。食品衛生法に基づく清涼飲料水の規格基準の中で、ミネラルウォーター類に関する成分規格の設定の方針について部会で了承いただいた内容となっております。

真ん中ですがけれども、ミネラルウォーター類のうち殺菌・除菌ありのものについての成分規格の方針でございます。真ん中に2つありますけれども、1. としまして、まず成分規格の項目の選定についてです。少し字が小さいですがけれども、左の(1)の①に記載がありますとおり、水道の水質基準あるいは水質管理目標におきまして、健康関連項目として設定されている水質基準を成分規格の項目として選定するという方針が示されております。また、次の2. 基準値の設定についてですがけれども、こちらはそれぞれの枠の上に、水質基準等の設定の考え方に準じるということが示されております。これがミネラルウォーター類の殺菌・除菌ありのものについてです。

それから、下の方がミネラルウォーター類の殺菌・除菌なしのもの成分規格の設定方針についてです。こちらにつきましては、原水基準というものがあありますけれども、原則としてコーデックスのナチュラルミネラルウォーターの規格に準拠する、これが方針として示されていたというものでございます。これに基づきまして、これまでもミネラルウォーター類の成分規格を設定してきているというものでございます。

9ページ目にお進みください。こちらは現行の食品衛生法におけるミネラルウォーター類の成分規格をお示ししております。また、それに併せまして、水道法の水質基準、水質管理目標の数字をお示ししております。ミネラルウォーターの殺菌・除菌ありのものにつきましては、御覧いただくと分かりますとおり、水道水質基準の成分規格を基本にそれぞれの項目を設定しているというものでございます。

次に10ページ目にお進みください。こちらはミネラルウォーター類のうち殺菌・除菌なしのものの製造基準についてでございます。先ほどの表で御覧いただいたとおり、水道水質基準に比べると項目としては少なくなっておりますけれども、製造基準としまして、こちらのようなものを定めております。aとしまして、原水は、自然に、または掘削によって地下の帯水層から直接得られる鉱水のみとし、泉源、採水地点の環境保全を含め、衛生確保に十分に配慮しなければいけないこと。それから、cとしまして、原水は、人為的な環境汚染物質を含むものであってはならないということなどが定められております。

続きまして、11ページ目にお進みください。水道の水質基準でも試験法については検討されているというふうに承知しておりますけれども、ミネラルウォーターの方では試験に用いる水の量が水道と異なる場合があり得ること、硬度などが水道水と違う可能性があるということで、ミネラルウォーター類についても試験法の検討をこれまで行ってきております。その一環として、令和3年度、4年度に試料を購入し、それぞれの試験を行っておりますので、その結果をお示ししております。

こちらは当時の水道水の暫定目標値と比べた結果としてですけれども、おおむね定量下限値未満であったという結果と併せまして、当時の50 ng/Lと比較しますと、これを超えるものが令和4年に1試料あったというものでございます。この1試料につきましては、地方自治体に情報提供し、そちらから事業者の方に対応を求め、現在はこれらについて改善がされているというふうに承知をしております。

続きまして、12ページ目にお進みください。12ページ目は海外における飲料水の規制状況等についてまとめたものでございます。一番上、国内では水道水が現在、水道水質基準として検討されているというのは先ほどの環境省の御説明のとおりです。

ミネラルウォーターにつきましては、コーデックス規格がありますけれども、PFASについては現在基準値は設定されていないという状況でございます。

それから、EUにおきましては、人間の消費を目的とした水と書かれていますけれども、水道水、ボトル詰めされた飲料水が対象とされております。基準値としましては、右側にありますけれども、全PFASとしまして500 ng/L、それから20種類のPFAS合計としまして100 ng/Lが設定されております。

それから、米国では飲料水に関する規制が示されておりますけれども、こちらの規制対象は水道水に限られているというもので、ボトル詰めされた飲料水については適用されていないと承知しております。

WHOにおきましては、飲料水の成分規格について暫定ガイドラインが示されておりますけれども、今後まだレビューが継続されるというふうに発表されていると承知をしております。

続きまして、13ページ目にお進みください。ミネラルウォーター類の成分規格としての方向性についてです。先ほど御説明しましたとおり、上の四角にあるように、平成22年にこれらの成分規格の設定の方針が了承されております。また、真ん中の四角ですけれども、

環境省の方で水道水の水質基準としての検討が進められていること、一方で、コーデックスの方ではまだPFOS、PFOAなどについては設定されていないということでございます。これらを踏まえまして、下の四角ですけれども、食品衛生法に基づく規格基準としまして、ミネラルウォーター類のうち、殺菌または除菌を行うものにつきまして、PFOS、PFOAを成分規格として設定する、こちらの方向性を示しております。

次に、14枚目にお進みください。こちらは基準値についてですけれども、先ほどの環境省における水道水の水質基準の検討と併せまして、同じ数字を置くということで審議会の部会にお諮りし、了承いただいているものでございます。

以上を踏まえまして、少しページを戻りますけれども、3ページ目までお戻りください。今回御意見を伺う諮問の内容としまして、食品衛生法に基づく清涼飲料水の規格基準として、ミネラルウォーター類のうち殺菌・除菌を行うものにおきまして、以下のような規格基準を新たに定めるということについて御意見を伺うものでございます。

次の5. 今後の予定としましては、食品安全委員会からの御意見をいただいた後、パブリックコメント、WTO通報などの所定の手続を進めていく予定としております。

以上、よろしくお願いたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容を踏まえまして、評価の手順について御意見等がございましたら、お願いたします。

祖父江委員、どうぞ。

○祖父江委員 先ほどの環境省からの諮問の際にも確認しましたがけれども、本諮問はリスク管理機関が食品安全委員会の求めに応じて必要な管理措置を示したものであり、評価の方法としては、諮問内容が既に行った評価書で示された食品健康影響評価結果に適切に答えているかを確認することにより行うべきと考えます。したがって、先ほど環境省からの諮問の際に確認したように、今回の企画案がTDIその他評価結果を踏まえたものであるかという点について確認していくということではいかがでしょうか。

また、既に幾つかの項目については環境省で一通り確認しましたので、消費者庁において独自に実施されている内容を中心に確認していくということではどうでしょうか。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように確認することとしたいと思いますが、委員の先生方、それでよろしいですか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

御意見、御質問。浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 それでは、浅野から幾つか確認させていただきます。

まず初めに、食品中の汚染物質のリスク管理におけるALARAの原則を示した上で、今回設定したTDIを踏まえた対応が速やかに取られることが重要であるとされています。今回、食品安全委員会からの通知から半年ほど経過していますが、TDIに基づいて今回新たに諮問されたミネラルウォーター類に関する基準値として、PFOS及びPFOAについて設定されることになるということですね。基準値の算出におきましては、先ほど議論された環境省の水道水における限度値の算出の考え方と同様というふうに理解しています。使われているパラメータも共通で、一日の飲水量は2 L、寄与率は10%ということになっているので、水道水と同様に考えるということによろしいと考えます。

これは、ミネラルウォーター類におけるほかの不純物の限度値の算定と同様の一般の手続に基づいていると考えてよいのではないのでしょうか。また、PFOS及びPFOA合計で50 ng/Lは、PFOS及びPFOAのTDIである20 ng/kg 体重/日をそれぞれ単独で適用した場合、これもそれぞれ50 ng/L、合計で100 ng/Lとなりますが、これよりも低濃度のPFASに抑える基準となっております、より安全サイドに寄った考え方になっていると考えます。

この基準の設定により、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えます。この点も水道水と同じと考えております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見。杉山委員。

○杉山委員 杉山と申します。私の方からも確認をさせてください。

今回新規にPFOS、PFOAの基準値が設定されるということで、ミネラルウォーター類についても、これまで今回の成分について規制されなかった状態から基準値が適用されるということになるので、国民が飲み水という形で摂取する水由来のPFOS及びPFOAのばく露について管理されるということだと理解しました。水道水は定期的に検査して基準値の遵守状況を確認することになっておりますけれども、ミネラルウォーター類に関しては工場で企業が製造する訳ですので、水道水とは異なった管理の方法が取られるかと思えます。

具体的に製品製造の工程などにおいて、他の成分に加えて検査されることで担保されるという理解でよろしいのでしょうか。このことについて教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○山本委員長 紀平課長、お願いします。

○紀平食品衛生基準審査課長 お答えいたします。

先ほど資料の中でも御説明いたしましたけれども、ミネラルウォーター類につきましては、現在、食品衛生法に基づく成分規格が定められておりまして、それぞれに適合することというのが求められているものとなります。

PFOS、PFOAにつきましては、これまでは事業者独自の取組として対応されている事業者もあるというふうにお聞きしていますけれども、食品衛生法に基づく成分規格として定めた場合には、これに合わないものについては製造、輸入、使用、販売などをしてはならないというふうに定められております。よって、まずこういった成分規格が設定されますと、事業者においてこれらの規格基準に合うことの確認がなされると考えております。また、これらの基準値を超過するような場合には、それが超えないような対応、あるいは出荷されないような対応が講じられるものになると考えております。

これらの事業者の対応につきまして、いわゆる監視指導行政となり、厚生労働省の担当になります。具体的には、例えば国内流通品ですと都道府県などの自治体、輸入食品につきましては厚生労働省がその監視指導計画というものを策定しておりまして、それに基づいて必要に応じて監視指導が行われているものと承知しております。

以上です。

○山本委員長 よろしいでしょうか。

○杉山委員 ありがとうございます。

新規に今回基準値が設定されることで、適切な管理が実施されるのだというふうに理解しました。ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

TDIを踏まえてミネラルウォーター類の基準値がどのように提案されたか、また、基準値を設定した後の対応についても確認ができたと思います。

そのほか何かございますか。浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 浅野です。

評価書での指摘事項の再確認を幾つかさせていただきたいと思います。リスク管理機関にお願いしたいことといたしまして評価書に記載されている課題の内容について、進捗状況を先ほど水道基準の審議の際に環境省に一通り確認させていただきましたけれども、消費者庁として独自に対応している点を中心に御説明いただけますでしょうか。

○山本委員長 紀平課長、お願いします。

○紀平食品衛生基準審査課長 お答えいたします。

先ほど環境省の審議の中でいただいていた御指摘としまして、具体的にそれぞれの媒体における濃度分布に関するデータの収集ですとか、高い濃度が検出された場合の対応、それから使用規制などについて適切に対応することについて御指摘があったものと思います。

まず、消費者庁としてこれまで行ってきたものとしましては、先ほど御説明しましたとおり、ミネラルウォーター類については試験法の検討と併せまして調査を実施しております。その中で水道水の暫定目標であった数値を超過していた試料につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり地方公共団体に情報提供しまして、事業者による対応をいただいたというものでございます。

また、そのほかに食品衛生法におきましては、食品に用いる器具・容器包装につきまして、現在、合成樹脂原材料に関するポジティブリスト制度を導入しまして、本年6月に完全施行を予定しているというものがございます。こちらの合成樹脂の原材料のポジティブリスト化に併せまして、食品に用いる器具・容器包装において化学物質審査規制法に基づく第一種特定化学物質については、器具・容器包装の原材料として用いてはならないとする規定を設けることを検討しておりまして、先月、1月14日の食品安全委員会で諮問し、答申をいただいたところでございます。

この化学物質審査規制法に基づく第一種特定化学物質としましては、PFASに関するものとしては、PFOS、PFOA、PFHxSが規定されておりますので、これらは器具・容器包装としては用いてはならないというような規定になるということで現在パブリックコメントを実施中でございます。

そのほか、ミネラルウォーターのほかの食品につきましては、現在いろいろな情報収集が進められていると承知しております。農林水産省の方では実態調査が行われているとお伺いしておりますし、食品安全委員会の評価書の方でも触れられておりました厚生労働省で実施されているトータルダイエツトスタディの試料の分析については、その後も継続して実施されていると伺っております。今後、それらの結果も踏まえまして、必要な対応を検討していくことになると考えております。

以上です。

○山本委員長 よろしいですか。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

評価書に課題として記載されていた各項目につきまして、消費者庁における取組を御説明いただきました。水道水と同様にミネラルウォーター類における実態調査、それから器具・容器包装材料における化審法の第一種特定化学物質を使用しないといった取組など、消費者庁独自の対応もお聞きすることができました。引き続き取組を進めていただければ

と思います。よろしく申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

6月に通知しましたTDIに基づく基準の設定に加え、評価書でお願いしていた内容についての状況についても一通り確認できたと思います。

それでは、担当の祖父江委員から御説明をお願いしたいと思います。

○祖父江委員 それでは、資料1-2の諮問事項について説明させていただきます。

既に内容的には御議論いただきましたけれども、今般のミネラルウォーター類基準の設定は、食品安全委員会がリスク管理機関からの諮問に先だって自ら評価を行い、当該評価結果に基づいて速やかな対応を求めたことに端を発して行われたものです。今回、新規にPFOS及びPFOAについて法的拘束力のある強制基準として設定され、基準値を超えるミネラルウォーター類は実質的に流通しなくなるという国民の安全・安心を文字どおり下支えする最低限の基準がミネラルウォーター類の分野で整備されることを意味しています。

また、その基準値については、評価書のTDIに基づいて基準値案が策定されたものであり、所定の算出式から算出されるものであって、しかも、PFOS及びPFOAをそれぞれ単独で基準を設定するのではなく、合算値を上限として設定されるということになりますので、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明によれば、本件につきましては、食品安全委員会で設定したTDIに基づいて対応するよう求めたことに対応して、評価書のTDIに基づいて基準値案が策定されたものであって、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられます。したがって、本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる旨を内閣総理大臣に通知したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

最後に私から消費者庁へ伝達事項がございます。今般のミネラルウォーター類の基準の設定は、TDIに基づき、さらに安全側に立った設定になっていますが、海外においても水質向上の不断の試みがなされているところであり、食品安全委員会においても最新の科学的知見の動向についてウオッチしていく予定ですが、引き続き消費者庁におかれましては、

評価書でもお願いした対応を進めていただきたいと思います。具体的には、1つ目に、PFASの毒性だけでなく、ばく露量及び疫学研究などの知見の収集に努め、必要に応じて速やかな措置を講じること。2つ目に、評価の見直しに必要な情報が集積された場合には、海外の状況も考慮した上で必要に応じて食品健康影響評価の依頼を検討すること、以上をお願いいたします。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

紀平課長、どうもありがとうございました。

次の議事に移ります。遺伝子組換え食品等3品目についてです。

それでは、消費者庁の野坂新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○野坂新開発食品保健対策室長 消費者庁食品衛生基準審査課新開発食品保健対策室でございます。

今般、食品健康影響評価依頼をさせていただく品目は2品目あります。まず、「JPAo013株を利用して生産されたホスホリパーゼ」について御説明させていただければと存じます。

まず、趣旨、評価依頼品目の概要でございますが、本品目は、ノボザイムズージャパン株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったもので、生産性の向上を目的として、コウジカビの一種でございます*Aspergillus*属を宿主とし、真菌、かびなんかである*Fusarium*属由来のホスホリパーゼ遺伝子の導入等を行ったJPAo013株を利用して生産されたホスホリパーゼになります。

生産されるホスホリパーゼについては、3. と4. のところがございますとおり、リン脂質のエステル結合を分解する酵素になります。それで乳にあるリン脂質に作用して乳化を促進することでチーズなどの収量、質を上げるものでございます。

5. 海外の状況でございますが、本品目は、米国、カナダ、フランス等において承認等されております。

今後の方針についてでございますが、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報公告等の手続を進める予定でございます。

続きまして、「除草剤グルホシネート、ジカンバ、アрилオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系統」に係る食品健康影響評価でございます。

まず、趣旨、評価依頼品目の概要になりますが、本品目は、バイエルクロップサイエンス株式会社から、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったもので、放線菌だとかグラム陰性細菌などの細菌、あとイネから4つの除草剤に耐性を示す遺伝子の導入を行って作出したダイズになります。

3. の付与される形質については、導入遺伝子がコードするタンパク質がそれぞれ除草剤グルホシネート、ジカンバ、2,4-Dなどのアрилオキシアルカノエート系除草剤、トリケトン系除草剤に対してアセチル化、脱メチル化、酸化などの作用を示し、除草剤を不活性化して、結果、耐性を示すことになります。

4. の利用目的及び利用方法でございますが、本品目は、従来のダイズと同じ用途で使用され、調理方法、加工方法なども従来品と同じになります。

海外の状況でございますが、カナダ、オーストラリア・ニュージーランド、米国において食品としての利用承認等がされております。

6. でございますが、こちらについても食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報公告等の手続を進める予定でございます。

御説明は以上になります。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、続きまして、農林水産省の古川飼料安全・薬事室長から説明をお願いいたします。

○古川飼料安全・薬事室長 農林水産省畜水産安全管理課飼料安全・薬事室の古川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料1-5を御覧いただけたらと思います。当省から評価をお願いいたしますのは、除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系統の飼料のものでございます。

2枚目を御覧いただけたらと思います。本申請品目の概要につきましては、先ほど消費者庁から御説明がありましたとおりです。

本品目の飼料としての利用目的及び利用方法につきましては、従来のダイズと相違ございません。

海外の状況といたしましては、カナダ及び米国では飼料として既に承認を受けております。

今後の方針といたしましては、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、公表等の手続を進める予定でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することいたします。

野坂室長、古川室長、どうもありがとうございました。

(2) 企画等専門調査会における審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「企画等専門調査会における審議結果について」です。

企画等専門調査会から令和7年度食品安全委員会運営計画、令和6年度食品安全委員会緊急時対応訓練の実施結果及び令和7年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画、令和6年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について、資料2-1から資料2-5までのとおり報告が提出されております。

まず、令和7年度食品安全委員会運営計画について説明してください。

○藤田総務課長 事務局総務課でございます。

運営計画について御説明申し上げます。資料2-2、参考1、参考2とございますけれども、参考1と参考2を用いまして御説明を申し上げます。

まず参考1の方を御覧いただきたいと思っております。運営計画の概要でございまして、4本の柱で整理をしております。1つ目が食品健康影響評価の着実な実施、2つ目が研究・調査事業の推進、3つ目がリスクコミュニケーションの促進、4つ目が食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用でございます。

まず、食品健康影響評価の着実な実施ですけれども、これは最新の科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に行っていくということですが、特に来年度につきましては、器具・容器包装のポジティブリスト制度が経過措置期間が終わりまして完全施行となることから、それに対する対応について記載をしております。

続いて、個々の評価品目のための評価ガイドラインの策定・改正については、昨年8月に評価技術企画ワーキンググループにおいて検討いただいた進め方を踏まえまして、長期的な課題を整理するとともに、新しい評価手法への対応について検討を進めるほか、特に食事由来のばく露評価について課題の整理を行って、技術文書の策定に向けた検討を進めることとしております。

次に、研究・調査事業の推進でございますが、研究・調査事業については、今後おおむね5年ごとの方向性をロードマップという形でまとめておりますが、これを昨年6月に改正いただきましたので、その改正されたロードマップに基づいて研究・調査事業を進めていく旨を記載しております。

次に、リスクコミュニケーションでございます。最新の科学的知見の発信については、ホームページ、SNSなどそれぞれの媒体の特性を踏まえた発信を実施してまいります。それから、報道関係者、事業者等との意見交換も引き続き実施してまいります。特に来年度についてはエビデンスに基づいたリスクコミュニケーションを進めていく観点から、食品安全に関する国民の意識の推移を把握するための手法の確立に向けた予備調査を実施することとしております。

それから、食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用につきましては、日々、当事務局では情報を収集し、食品安全総合情報システムという形で情報提供を行っておりますが、来年度ではその食品安全に係る課題をなるべく早く検知する観点から、その収集した情報の分類及び構造の改善に取り組むこととしております。

続きまして、参考2の新旧対照表に基づいて今年度からの変更点についてかいつまんで申し上げたいと思います。

まず1ページ目の下の方です。第2の(6)委員会におけるDXの取組についてでございます。DXの推進については、種々調査事業なども実施しておりまして、そういった結果を踏まえまして、来年度は特に毒性評価結果のデータベース化でございますとか、AIを活用した機械翻訳などの取組を進めていきたいと考えております。

2ページへ進んでいただきまして、第3の(3)では器具・容器包装のポジティブリスト制度について記述をしております。

次の(4)について、ベンチマークドーズ法と(Q) SARにつきましては、評価支援チームを整備したところでございます。これを活用して各専門調査会と連携した調査審議を行うこととしております。

2の評価ガイドラインの策定等については、先ほど概要の方で御説明したとおりです。

次に3ページへ行っていただいて、第5のロードマップにつきましても、昨年改正したロードマップに基づいて、その①から③までの柱立てに沿って研究・調査事業を実施していくということでございます。

5ページに進んでいただいて、リスクコミュニケーションでございます。1つ目のポツのところですが、消費者庁との連携につきまして、今年1月に消費者担当・食品安全担当大臣から発言をいただいております。これを踏まえまして、消費者庁が主導するリスク管理に関するコミュニケーションについて積極的に協力・関与して、さらなる連携強化を進めていくこととしております。

7ページに進んでいただいて、2の(2)意見交換会、講師派遣等についても、引き続き実施していくのですが、特にリスク管理機関と連携したリスクの実施の際の協力・関与につきまして、より具体的な記述としております。

8ページに進んでいただいて、4のその他につきまして、先ほど概要で御説明した食品安全に関する国民の意識の推移を把握するための手法の確立に向けた予備調査について記載をしております。

9ページへ行っていただいて、第8の食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用でございますが、その収集した情報の分類及び構造の改善に取り組むほか、リスク評価に向けた必要な視点・情報の明確化を意図した議論の深化を図ることとしております。

雑駁で恐縮ですが、運営計画についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本案について、広く国民からの意見を聞いた上で最終決定を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、意見の募集手続に入ることといたします。

続きまして、令和6年度食品安全委員会緊急時対応訓練の実施結果及び令和7年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について説明してください。

○藤田総務課長 事務局総務課でございます。

資料2-3と2-4につきまして御説明を申し上げます。

まずは2-3が今年度実施いたしました緊急時対応訓練の結果報告となります。当委員会では、緊急時の対応につきまして、どういったことをやればいいのかということについては、緊急時対応指針や緊急時対応手順書といった形でまとめております。訓練に当たっては、そういった書類の内容の周知とか、あと実際にやってみてそのとおりできるかといったことの確認を主眼に訓練を行っているところです。

まず、訓練の1つ目としてIの実務者研修でございます。ウの内容のところを先に御覧いただきますと、緊急時対応指針や対応手順書に基づきまして、緊急時対応の枠組みについて説明するほか、緊急時の情報共有方法としてホームページなどを用いますので、その更新手順等について、それぞれ担当職員から講義をする形で行っております。時期は昨年の9月13日でございます。

2番で結果の検証といたしまして、アンケート結果を御紹介しております。結果によれば、緊急事態そのものとか、あるいは委員会と関係省庁との関係性についてはおおむね理解いただいたところがございますけれども、一方で職員が自分の役割として何をすればいいかということについて、ちょっと理解できなかったという職員が一定程度いたということでございます。

それから、情報発信について、方法については理解いただいたところですが、ホームページの更新など詳細な方法については、全部の職員が関わる訳ではないので、ほかに時間を使ってもいいのではないかといたした御意見があったところがございます。

3番で今後の対応ですが、こういったことも踏まえまして、研修のところでは、緊急時における委員会の役割や、特に各部署の役割について講義内容を充実させてはどうかとい

うことで考えておるところでございます。

次は訓練の2つ目、確認訓練です。これはいわば手順書に沿って実際にやってみて手順を確認するというのを眼目としております。

日時が今年1月8日でございます、参加者は当委員会の委員の先生や事務局以外に、消費者庁、警察庁、厚生労働省、農林水産省といった関係省庁も含んでおります。

内容としては、実際に事案が発生してから連絡、情報共有、資料作成等の流れを実践的に行ってみたものでございまして、これは消費者庁が中心となった関連省庁の訓練も同時に行っているものでございます。

シナリオの内容は下に括弧で書いてございますが、パラコートという農薬が冷凍食品から見つかったという想定で、厚生労働省からの一報から一連の流れをやってみたというものであります。

2番の結果の検証のところ、アンケート結果によりますれば、特に情報共有としてTeamsを用いましたけれども、その使用方法にちょっと課題があったとか、あるいはシナリオに関しまして、ちょっと最近農薬が続いているといったような指摘があったところです。

これを踏まえまして、3番の今後の対応のところ、Teamsについては、緊急時対応のみならず、例えば国会対応等でも使っているところがございますので、そういった機会を捉えてまず習熟度を上げていくということ。それから、シナリオのところについては、主催する消費者庁に提案していくということを考えております。また、今決めております手順書等について、このアンケート結果を踏まえて必要に応じて見直しをしてみたいと考えてございます。

以上が資料2-3です。

次に、2-4が来年度の緊急時対応訓練計画でございます。

文章編のところは割愛をいたしまして、最後の骨子のところを御覧いただきたいと思えます。柱立てとしては今年度と同じ、実務者研修を来年度の上半期、それから実動訓練としての確認訓練を来年末ぐらいに実施することを予定しております。柱立てとしては今年度と同じでございますけれども、内容としては、先ほど今年度の報告で申し上げたようなフィードバックを踏まえまして改善した内容で実施してみたいと考えております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、令和7年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画につきましては、報告された案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、この計画に従って訓練を実施してまいりたいと思います。

続きまして、令和6年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について説明してください。

○浜谷情報・勧告広報課長 それでは、お手元の資料2-5に基づきまして御説明いたします。

食品安全委員会が自らの発意によって実施する食品健康影響評価の案件候補につきまして、昨年11月13日と本年2月6日の2回にわたりまして、企画等専門調査会で御審議いただきました。11月の企画等専門調査会の時点で案件候補として残ったのは資料2-5にある8件になります。当日の専門調査会の審議では、上から3つ目の鶏肉中のカンピロバクタージェジュニ／コリについて評価書を平成21年に公表した当時、微生物・ウイルス合同専門調査会の座長として関わっておられた渡邊治雄先生より、前回評価から15年が経過していることを踏まえ、新たな研究成果に基づき、前回の評価書をどういった観点で更新できるかについて微生物・ウイルス専門調査会において議論を始めてはどうかという趣旨のコメントをいただくとともに、これに対して複数の専門委員から御賛同の意見をいただきました。本案件につきましては、平成21年に公表した評価書の更新に向けて、微生物・ウイルス専門調査会で議論すると取りまとめていただいたところです。

また、これ以外の7件につきましては、いずれも食品健康影響評価の対象とはしないものの、引き続き情報収集等を継続することとの御指示がありましたので、事務局として取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、ただ今説明がありました鶏肉中のカンピロバクタージェジュニ／コリにつきましては、評価書の更新に向けて微生物・ウイルス専門調査会で議論を始めてもらうこととし、その他の7件については、事務局において引き続き情報収集等を継続することとしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の私からアセチルシステインに関する審議結果について御説明いたします。

資料3-1の5ページ、右下のページでは7ページの要約を御覧ください。

システインのアセチル化誘導体であり、飼料中のシステイン補給源とする目的で利用されるアセチルシステインについて食品健康影響評価を実施いたしました。

体内動態試験から、アセチルシステインを家畜に飼料添加物として投与した場合、システインの恒常性の範囲を大きく乱すことは考えにくく、食品を通じて飼料添加物由来のアセチルシステインを人が過剰に摂取することはないと考えました。

遺伝毒性試験では、アセチルシステインは、人にとって問題となる遺伝毒性を示さないと判断いたしました。

亜急性毒性試験、慢性毒性・発がん性試験及び生殖発生毒性試験は、試験の詳細が不明等のため全てが参考資料となりましたが、ラットを用いた8週間亜急性毒性試験における800 mg/kg 体重/日以上での投与で軽度の運動失調が見られたという報告以外に投与による悪影響はなく、発がん性及び催奇形性も見られなかったと報告されています。

また、添加物評価書「L-システイン塩酸塩」において、ラットを用いた13週間反復経口投与試験において、NOAELはL-システイン換算で最高用量である690 mg/kg 体重/日であり、発がん性は認められないと判断されております。これらのことを総合的に考慮し、アセチルシステインは、飼料添加物として通常使用される限りにおいては、投与による毒性影響を生じず、発がん性及び催奇形性を示さないと判断いたしました。

以上のことから、アセチルシステインは、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えました。

詳細につきましては、事務局からお願いいたします。

○古田評価第二課長 それでは、資料3-1に基づきまして説明いたします。

右下のページで5ページを御覧ください。審議の経緯でございます。アセチルシステインは、2024年10月に内閣総理大臣より評価要請を受け、第202回及び第204回肥料・飼料等専門調査会の審議を経て、本日御報告するものです。

8ページ、使用目的及び使用状況を御覧ください。アセチルシステインは、システインと比べて飼料中の保存安定性が高いとされており、システインを補給する目的で飼料に添

加されるものです。アセチルシステインは日本で人用医薬品及び動物用医薬品として使用されていますが、飼料添加物として使用が認められている国はありません。

24ページ、体内動態試験のまとめを御覧ください。アセチルシステインは迅速にシステインに代謝されることから、組織等への残留の可能性は低いと考えられました。

また、システインはアミノ酸代謝またはタンパク質合成に利用され、硫酸塩やグルタチオン等への異化作用を受け、尿及び糞中へ排泄されるため、体内でのシステイン濃度は一定に保たれると考えられました。

このことからアセチルシステインを家畜に飼料添加物として投与した場合、システインの恒常性の範囲を大きく乱すことは考えにくく、食品を通じて飼料添加物由来のアセチルシステインを人が過剰に摂取することはないと考えられました。

26ページ、遺伝毒性試験を御覧ください。*in vitro*の復帰突然変異試験及び染色体異常試験並びに*in vivo*の小核試験の結果は陰性でした。*in vivo*の染色体異常試験の結果で陽性が見られましたが、試験デザインに不備が見られることから、生物学的妥当性に疑問があると考えられ、食品健康影響評価に用いることは不相当と考えられました。

このことから、肥料・飼料等専門調査会は、アセチルシステインは人にとって問題となる遺伝毒性を示さないと判断しました。

29ページ、亜急性毒性試験のまとめを御覧ください。亜急性毒性試験は、試験の詳細が不明であることから全て参考資料となりましたが、ラットの8週間亜急性毒性試験において、800 mg/kg 体重/日以上以上の投与では軽度の運動失調が見られたものの、その他の試験では、アセチルシステインの最高用量投与においても悪影響は見られなかったと報告されています。

添加物評価書「L-システイン塩酸塩」において、食品安全委員会は、ラット13週間反復経口投与試験におけるNOAELをL-システイン換算で最高用量である690 mg/kg 体重/日と判断いたしました。

31ページの慢性毒性試験及び発がん性試験のまとめを御覧ください。慢性毒性・発がん性試験は、試験の詳細が不明であることから全て参考資料となりましたが、ラットの12か月間慢性毒性/発がん性試験では発がん性は見られなかったこと、ラットの18か月間慢性毒性試験の最高用量の1,000 mg/kg 体重/日混餌投与において、投与による悪影響は見られなかったことが報告されています。

添加物評価書「L-システイン塩酸塩」において、食品安全委員会は、ラットの108週間飲水投与試験において、本試験における条件下でL-システイン塩酸塩のラットにおける発がん性は認められないと判断しました。

32ページの生殖発生毒性試験のまとめを御覧ください。生殖発生毒性試験は、試験の詳細が不明等であることから全て参考資料となりましたが、ラットの生殖毒性試験の最高用量投与において投与による悪影響は見られなかったこと並びにラット及びウサギの発生毒性試験では投与に関連した催奇形性は見られなかったことが報告されています。また、体

内動態試験より、ラットでは母動物と同様に胎児ばく露が見られたものの、発生毒性試験では胎児毒性に関する報告はありませんでした。

以上、これらのまとめに記載されている報告及び添加物評価書「L-システイン塩酸塩」の知見を総合的に考慮し、肥料・飼料等専門調査会は、亜急性毒性試験、慢性毒性試験及び生殖発生毒性試験のNOAELの判断はできなかったが、アセチルシステインは飼料添加物として通常使用される限りにおいて、投与による毒性影響を生じず、発がん性及び催奇形性を示さないと判断いたしました。

35ページに食品健康影響評価を記載しておりますけれども、結論については、先ほど山本委員長から御説明いただいたとおりです。

本件につきまして、本日御了解いただけましたら、明日、2月19日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

続きまして、アセチルシステインを有効成分とする飼料添加物に関する審議結果について御説明いたします。

まず、資料3-2、右下のページで5ページの要約を御覧ください。飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的として、ブロイラーを除く鶏用飼料へ添加されるアセチルシステインを有効成分とする飼料添加物について、食品健康影響評価を実施いたしました。

食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会は、本飼料添加物の有効成分であるアセチルシステインについて「飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかである」と評価しました。

本飼料添加物は、原体をそのまま製剤としたものであり、賦形物質等の添加はありません。残留試験は実施されていませんが、食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会は、対象外物質「アセチルシステイン」の食品健康影響評価において、食品を通じて飼料添加物由来のアセチルシステインを人が過剰に摂取することはないと考えたと評価いたしました。

産卵鶏に対する安全性試験から、本飼料添加物の推奨添加量での添加について、対象動物への安全性に問題はないと考えました。

以上のことから、食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会は、本飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えました。

詳細につきましては、事務局からお願いいたします。

○古田評価第二課長 それでは、資料3-2に基づきまして説明いたします。

右下のページで4ページを御覧ください。アセチルシステインを有効成分とする飼料添加物は、2024年10月に農林水産大臣より評価要請を受け、その後、第204回肥料・飼料等専門調査会の審議を経て、本日御報告するものです。

7ページの使用目的及び使用状況につきましては、先ほど説明いたしましたアセチルシステインのとおりとなっています。

安全性に係る知見の概要です。原体の有効成分であるアセチルシステインについては、先ほど説明したとおりになります。本製剤は、原体をそのまま製剤としたものであり、賦形物質等の添加もございません。

8ページの残留試験の結果でございます。こちら先ほどアセチルシステインの評価書案にて説明したものと同一内容になっております。

同ページから対象動物における安全性に関する知見に関して記載されております。いずれの試験においても、投与における悪影響が見られなかったことから、本飼料添加物の推奨添加量での添加について、産卵鶏に対する安全性に問題はないと考えました。

10ページに食品健康影響評価を記載しておりますけれども、結論については、先ほど山本委員長から御説明いただいたとおりです。

本件につきまして、本日御了解いただけましたら、明日、2月19日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○古田評価第二課長 それでは、お手元の資料4に従いまして説明いたします。

資料4の右下のページでいきますと5ページ、審議の経緯でございます。本件につきましては、動物用医薬品専門調査会で昨年6月、8月及び10月に御審議いただき、取りまとめいただきました評価書案について昨年12月3日の第964回食品安全委員会において御報告し、12月4日から本年1月2日まで国民からの意見・情報の募集を行ったものとなります。

7ページ、使用目的及び使用状況を御覧ください。プラレトリンは、殺虫活性を示す合成ピレスロイド化合物であり、畜鶏舎内及びその周辺の衛生害虫やその生息する場所に噴霧して使用します。国内外で家庭・防疫用殺虫剤の有効成分として使用されています。今般、クロチアニジン、*d*・*d*-T80-プラレトリン及びピペロニルブトキシドを含有する畜舎噴霧剤(ヌーベルショット、トリプルアクセル)の製造販売承認申請がなされたことに伴い、食品健康影響評価が要請されました。

46ページに食品健康影響評価がございます。ADIについては47ページから記載がございます。プラレトリンのADIは、イヌを用いた52週間慢性毒性試験の結果を根拠といたしまして、NOAELである2.5 mg/kg 体重/日を安全係数100で除した0.025 mg/kg 体重/日としています。

本件につきまして、国民からの意見・情報の募集を行った結果が評価書案の後ろに参考としてございます。御意見を1通いただいております。

内容ですけれども、余計なものを入れなくてほしい。アメリカや諸外国を見習って食物の品質をもっと考えることが重要との意見でございます。

回答ですけれども、食品健康影響評価はリスク管理機関からの提出資料に基づき海外の評価結果も踏まえて行っており、本成分について、今回設定したADIに基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本成分の食品を介した安全性は担保されると考えていることを説明しています。

また、いただいた意見はリスク管理にも関係するものと考えられますので、消費者庁及び農林水産省に情報提供する旨回答しております。

最後のページにお進みいただきますと、こちらは先般御報告いたしました評価書案におきまして検査値と略称について記載漏れがございました。新旧対照表を作成しております。一番左に修正箇所としてページ、行数を記載しております。中央の列にあるとおり2か所追加いたしました。

以上、プラレトリンにつきましては、よろしければ、動物用医薬品専門調査会の結論をもちまして、リスク管理機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちプラレトリンのADIを0.025 mg/kg 体重/日とするということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(5) 令和6年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果並びに令和7年度食品健康影響評価技術研究の採択課題(案)及び事前評価結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「令和6年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果並びに令和7年度食品健康影響評価技術研究の採択課題(案)及び事前評価結果について」です。

まず、研究・調査企画会議事前・中間評価部会座長の祖父江委員から説明をお願いいたします。

○祖父江委員 2月4日に開催しました研究・調査企画会議事前・中間評価部会において、令和6年度に実施した食品健康影響評価技術研究課題のうち、令和7年度も継続予定の9課題に係る中間評価の審議を行うとともに、令和7年度に実施する食品健康影響評価技術研究の新規採択課題の審議を行い、採択課題案として8課題を選定し、それぞれ中間評価結果及び事前評価結果を取りまとめました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

○寺谷評価調整官 では、資料5に基づきまして、御説明してまいります。資料5を御覧ください。

令和6年度の研究課題の中間評価結果と令和7年度の新規の研究課題の採択課題(案)及び事前評価結果についてまとめたものがこの資料となっております。2月4日に開催した研究・調査企画会議の事前・中間評価部会で御議論いただき、取りまとめたものを御報告するものです。

では、別添1のところ、次のページから御説明してまいります。

さらに1ページおめくりください。3ページのところです。現在実施している研究課題のうち、来年度の継続を予定しておりますものについて中間評価を行ったものです。その結果についてここにまとめております。

ここに書いてありますように、昨年12月から今年1月にかけて事前・中間評価部会を開

催し、9課題について中間評価を行いました。その結果として、9課題の全てについて令和7年度への継続を要するという評価をいただいているものでございます。

この後にこの9つの研究課題についての概要及び詳細が書かれていますので、こちらは割愛しますが、評点に関しましては高いもので4.3点、低いものでは2.6点となっていましたのでございます。また、評価所見として優れた所見とともに留意点や改善点を示しておりまして、こちらは研究者にお伝えしてフィードバックしていくものとなります。

ここから6枚ほどめくりまして、9ページを御覧ください。9ページ目にあるのが別添2でございまして、これは令和7年度に新規に研究するために応募いただいた課題について、その事前評価の結果の案となっているものでございます。

1枚おめくりいただき、10ページの上側を見てください。昨年9月24日から10月23日まで、新規研究課題の公募を行いまして、合計27課題応募いただいております。これらの応募に対して事前・中間評価部会で審査いただき、8課題を採択課題（案）として選定していただいたところでございます。なお、応募に際しては、令和6年9月17日に食品安全委員会決定しておりますいわゆる優先実施課題というものを示して公募を行っています。また、この優先実施課題は令和6年6月25日に改正されたロードマップに基づいたものでございます。

では、簡単に説明してまいります。まず最初、10ページにありますのが16番と書いてあるものです。こちらは静岡県立大学、吉成先生によるものでして、「親化合物の毒性試験情報を活用した農薬代謝物のインシリコ毒性予測に関する研究」というタイトルのものでございます。

この研究の内容としては、農薬評価書の親化合物及び代謝物の毒性試験結果を利用し、親化合物の情報から代謝物の毒性をQSARや機械学習、リードアクロスなどインシリコ手法により予測するケーススタディを実施するといったものです。その際、生物反応性・体内動態の予測値を活用し、機序を踏まえた予測を行うことで、農薬代謝物の毒性予測におけるインシリコ手法の有用性と限界を明らかにすることを目指したものとなっています。

評価所見の総合コメントとしては、代謝物の毒性評価に有用なアプローチであり、世界的にも検討されている内容である。研究成果をリードアクロス法の指針に反映させることを検討いただきたい。このようなコメントをいただいているものでございます。

次のページを御覧ください。まず上段となります。こちらは一般財団法人化学物質評価研究機構の広瀬先生によるものでして、「ベイズ論的アプローチを用いたベンチマークドーズ法の適用に関する研究」といったタイトルです。

内容としましては、先行研究におけるベイズ推定において重要とされる事前分布の特徴や注意点を整理した知見を基に、ベイズ法に基づくBMDソフトウェアのデフォルト設定での限界や、様々なパラメータの設定方法、モデル平均化の妥当性検証等に関する方法やその考え方を整理して、ベイズ論的アプローチによるベンチマークドーズ法の適用指針案を作成するといったものです。

評価所見の総合コメントとしては、ベイズ論的アプローチを用いたBMD法の適切な評価方法、さらには指針を作成する過程で必要な研究である、このようなコメントをいただいているところです。

下の段を御覧ください。こちらは富山大学、久米先生によります「魚類を用いたPFASの発生発達毒性評価法の確立と機序の解析」というタイトルのものです。

内容としては、多くの検体を同時に評価することが可能なゼブラフィッシュをモデルとして、種々のPFAS化合物を用いて発生発達毒性評価法を確立し、さらにタンパク質発現解析や内分泌系の影響を中心にその毒性発現メカニズムを解析することにより、PFASの毒性評価とそのリスク管理に必要な科学的基盤を提供することを目的としています。

コメントとしましては、総合評価の中では、PFASの発生発達毒性の評価への有用性が期待できるといったコメントをいただいております。

次のページを御覧ください。12ページ目にあります。こちらは国立医薬品食品衛生研究所の安井先生によるものでして、「残留農薬の遺伝毒性試験結果の解釈および評価方法の構築に関する研究」といったタイトルのものです。

研究内容としましては、残留農薬の食品健康影響評価における遺伝毒性の基本的な考え方や留意点を求め、効率的で一貫性のある残留農薬の遺伝毒性評価を可能にする環境を整備することを目的としているものです。

評価所見の総合コメントとして、これまでの残留農薬における遺伝毒性試験の考え方を整理することは重要である。海外を含め可能な限り多くの専門家の意見を聴取し、農薬の遺伝毒性試験法についての考え方をまとめた指針案が提案されることを期待する、このようなコメントをいただいております。

次のページを御覧ください。13ページ目、まず上段です。大阪公立大学の鈴木先生による「有機フッ素化合物の生体内動態を加味したヒトへの毒性評価法の開発」です。

この研究内容としましては、ヒト化肝臓マウス及び不死化ヒト正常肝細胞株を用いて、PFASのヒト肝細胞への毒性影響とその機序を解明するとともに、げっ歯類や*in vitro*系の実験結果との相違を基に、ヒトへ外挿可能な成果を提供するといったものでございます。

総合コメントとしましては、PFASの動物肝臓ではなく、ヒト肝臓への影響を解明することは意義がある。遺伝子発現で毒性機序を分類できれば、リスク評価にも有益な成果が期待できる、このようなコメントをいただいているところです。

では、下の段です。6つ目の研究課題となります。こちらは国立医薬品食品衛生研究所の山崎先生によるものでして、「カンピロバクターに関するALOP設定に資する定量的データに基づくフードチェーンを通じたリスク評価」というタイトルのものです。

研究の内容としましては、カンピロバクター食中毒に関して、これまで様々な調査研究によって鶏肉の生産から消費の各段階で科学的知見の集積が進められてきた一方で、これらの情報を統合したフードチェーン全体に対する定量的リスク評価は実施されていなかったことから、蓄積された定量的データに対して数理疫学モデルを適用した定量的リスク評

価を実施し、ALOP（適切な衛生健康保護水準）等の定量的目標数値とのひもづけが可能な鶏肉消費による健康影響評価を行うといったものです。あわせて、これまでに定量的データ蓄積の少ない鳥刺しやVBNC状態等の本菌特有の因子がリスク評価結果へ及ぼす影響についても検討を行うといったものでございます。

評価結果の総合コメントとしては、カンピロバクターのリスク評価におけるばく露評価のモデリング手法開発に寄与できる研究であるとコメントいただいているところでございます。また、こちらの評価所見のところにありますように、内容やタイトルのことについて、少し修正も含めたことを示唆するような評価所見もいただいているので、こちらは事務局の方で対応していきたいと思っております。

次のページ、14ページです。上の段です。7つ目のものでして、これは若手枠で採用されるものでございます。北海道大学の小山先生による「病原微生物のばく露評価に資する日本国内データベースの構築」というタイトルのものです。

内容としては、リスク評価に関わる定量的データの共有を目的とし、病原微生物の汚染実態の定量的データ収集、整理、解析を通じて、デジタル基盤を構築し、定量的データ共有の効率化を実現するために学術論文や各種行政報告書を基にリスク評価の定量的データを収集、データベースを構築、病原微生物の汚染実態を推定、このようなことを通じてリスク評価の省力化や高精度化につながることを図っていくというものです。

評価所見の総合コメントとしては、国内の病原微生物の定量汚染データやそれに関連した摂取量に関するデータベースの構築は必要である。病原微生物のばく露評価に有用なものとなることが期待される、このようなコメントをいただいているところです。

では、下の段です。8つ目の研究課題となります。こちらも若手枠で実施するものです。旭川医科大学の扇谷先生によるものでして、「ミクログリアに着目した食品の次世代神経毒性評価システムの開発研究」といったタイトルです。

内容としましては、申請者が開発したヒト末梢血誘導型ミクログリア細胞技術を用いて、神経毒性を中心とする新たな食品健康影響評価技術の開発を行い、従来検討されてこなかった神経細胞以外の脳細胞に対する毒性を臨床レベルで明らかにし、科学的根拠に基づく食品安全行政に寄与する、このような目的で行われるものです。

評価所見の総合コメントとしては、神経毒性に関する独創性の高い研究であり、その実用につながることを期待される、このようなコメントをいただいているところです。

以上、駆け足でしたが、8つの研究課題を御紹介させていただきましたけれども、この8つの研究課題が令和7年度に新規で研究実施すべきと事前評価いただいた課題（案）となっております。御了承いただきましたら、令和7年度に開始できるように手続を進めてまいりたいと思っております。

以上となります。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

(6) 令和7年度食品安全確保総合調査課題(案)について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「令和7年度食品安全確保総合調査課題(案)について」です。

まず、研究・調査企画会議事前・中間評価部会座長の祖父江委員から説明をお願いいたします。

○祖父江委員 令和7年度食品安全確保総合調査課題(案)については、2月4日に開催しました令和6年度研究・調査企画会議事前・中間評価部会で審議をし、資料6のとおり取りまとめた5課題といたしました。

課題名は、1つ目が「アレルギーを含む食品のファクトシート(くるみ)等の作成に向けた科学的知見の調査」、2番目が「農薬リスク評価に関する海外状況調査(令和7年度)」、3番目が「食品添加物のリスク評価に係る諸外国の状況調査」、4番目が「リスク評価における新しい評価手法の現状と必要性に関するヒアリング等の調査」、5番目が「ビスフェノールAに係る国際機関等の評価及び科学的知見の情報収集並びに整理」、以上の5課題であります。

詳細については、事務局から説明をお願いします。

○寺谷評価調整官 では、資料6に基づきまして説明してまいります。

2つページをめくっていただきまして、3ページ目を御覧ください。これは1つ目の調査課題として「アレルギーを含む食品のファクトシート(くるみ)等の作成に向けた科学的知見の調査」というものです。

概要についてかいつまんで御説明しますと、食物アレルギーに関しましては、我が国では食品表示法によって原材料の表示を義務化・推奨している状態ですし、アレルギー疾患対策基本法によって、この中で基本的な指針なども定めて、政府もしくは行政機関、国内が一体となって推進している状態となっております。

食品安全委員会におきましては、平成27年度に「自ら評価」案件として採択されたアレルギー物質を含む食品のうち最も科学的知見が多いと思われる「卵」について、令和3年6月に食品健康影響評価を取りまとめたところです。また、その際にほかの特定原材料の6品目、乳、小麦、そば、えび、かに、落花生については、収集した科学的知見に関する情報を取りまとめて公表するというふうに決めたところでございます。

本調査事業では、令和5年3月に新たに特定原材料に追加されたくるみの食物アレルギーについてもほかの特定原材料と同様に、食品安全委員会が公表することとしたアレルゲンを含む食品のファクトシートの中でも追加されたくるみのファクトシートの作成に向けて科学的知見の調査を行うものです。根拠となる文献等を整理・収集しながら検証を行うものとなっております。

次のページを御覧ください。4ページです。課題名としましては「農薬リスク評価に関する海外状況調査（令和7年度）」というものです。

農薬の食品安全委員会における調査審議に当たり、海外のリスク評価を実施する機関であるFAO/WHO合同残留農薬専門家会議、欧州食品安全機関、米国環境保護庁、カナダ保健省及びオーストラリア農薬・動物用医薬品局でのこれまでのヒトの健康に関する評価に関する最新の情報というのは大変有益なものと認識しています。このため、再評価対象農薬の有効成分について、農薬ごとに、各国や機関における登録・承認状況及びヒトの健康に関する評価書等の内容を整理するといった調査課題となっております。

次のページを御覧ください。5ページ目です。調査課題名は「食品添加物のリスク評価に係る諸外国の状況調査」というものです。

食品安全委員会では食品添加物の食品健康影響評価を行っておりまして、評価に当たっては原則として「添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づいて行っております。この指針では、ADIの考え方になじまない食品添加物について、ばく露マージンを用いた評価を行う場合があるとしております。

食品添加物は、JECFAや米国、欧州、いろいろな海外のリスク評価機関においても、おのおの規制の枠組みの下で評価が行われておりますが、この中でもMOEを用いたものが含まれていますため、その情報を収集し蓄積することは重要と考えております。これらの機関のことを調べまして、「海外MOE事例集」としてまとめるとともに、海外リスク評価機関のMOEに係る考え方が示されている文書を収集し、MOEに係る整理・分析を行い、MOEを用いる評価を行う場合の評価の効率化等につなげることにしたい、このような調査課題となっております。

次のページを御覧ください。6ページです。課題名としては「リスク評価における新しい評価手法の現状と必要性に関するヒアリング等の調査」というものです。

一番上の段落にありますように、食品安全の分野では従来、主に実験動物を用いた毒性試験によりリスク評価を行ってまいりました。一方で、アニマルウェルフェアや「3Rの原則」といった時流の中で、リスク評価の精緻化等を目指した新しいアプローチによる評価

法、従来法の代替手法のさらなる開発活用、いわゆるNAMsと言われるNew Approach Methodologiesの導入について世界的に活発な議論がなされているところです。

真ん中の段落を御覧ください。食品安全委員会においても、令和5年9月に開催した20周年記念シンポジウムや令和6年12月に開催した「新たな評価手法を活用した総合的評価の概念と海外での実践」と題した海外専門家招へいシンポジウムにおいて、こうした新しい評価手法の重要性や国際的調和の必要性を認識しているところです。また、令和6年8月に開催した評価技術企画ワーキンググループにおいて、食品健康影響評価に関して長期的な課題を整理するとともに、新しい評価手法への対応の方向性について検討を開始することとなっております。これらを踏まえまして、現状において国内外で検討されている新しい評価手法をまとめるとともに、食品安全委員会専門委員等にヒアリングすることにより、食品健康影響評価において新しい評価手法を使い得る場面を見出し整理することで、今後、評価技術企画ワーキンググループにおいて新しい評価手法への対応の方向性を議論するための土台とし、さらに今後の食品健康影響評価に役立てることを目的とする、このような調査課題となっております。

次のページを御覧ください。最後のページですけれども、7ページ目です。調査課題名としては「ビスフェノールAに係る国際機関等の評価及び科学的知見の情報収集並びに整理」というものです。

ビスフェノールAに関しましては、平成20年に厚生労働省から食品健康影響評価が要請されております。これを受けて、平成22年7月には第13回器具・容器包装専門調査会において「ビスフェノールAに関する健康影響について 中間とりまとめ」というものを報告されているところです。この報告では、中間とりまとめ時点での知見ではTDIを設定することは困難であり、今後、低用量影響に関する新たな科学的知見が得られた時点で最終的な評価を取りまとめることとされています。

こうした流れを受けて、食品安全委員会では、平成25年度と令和元年度にも調査事業、調査課題を活用して知見を収集しまして、ビスフェノールAのリスク評価の再開に向けた基礎資料として活用しているところでもあります。今般、米国医薬品庁／国立毒性研究センターは、BPAの低用量影響の検証を含むラット2年間慢性毒性試験（CLARITY-BPA Program）の最終報告書を2021年に公表し、EFSAやBfRは2023年、英国毒性委員会は2024年に評価結果を公表しているところです。このように、BPAについてリスク評価の進展が見られている状況にあることから、国際機関、各国政府機関の評価手法に関する情報及び中間とりまとめ以降に公表された低用量影響に関する科学的知見を収集・整理し、ビスフェノールAのリスク評価の再開に向けた基礎的資料を得ることを調査の目的とするものでございます。

以上が調査課題でございます。

説明は以上となります。

○山本委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続を進めるようお願いいたします。

(7) 食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している抗菌性物質である動物用医薬品及び飼料添加物について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の微生物学的ADIに係る食品健康影響評価の取扱いについて

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している抗菌性物質である動物用医薬品及び飼料添加物について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の微生物学的ADIに係る食品健康影響評価の取扱いについて」です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○古田評価第二課長 それでは、資料7に基づきまして説明をいたします。

食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて、以下「委員会決定」と申しますけれども、これは平成21年10月8日付で食品安全委員会において決定されております。

本件は、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象のうち、抗菌性物質である動物用医薬品及び飼料添加物について食品安全基本法第24条の規定に基づき関係各大臣から意見を求められた場合の微生物学的ADIに係る食品健康影響評価の取扱いについてお諮りするものでございます。

抗菌性物質であります動物用医薬品及び飼料添加物は、毒性学的ADIと微生物学的ADIを求め、どちらか低い値を評価対象のADIとしているところです。既に評価結果を有している評価対象の中には微生物学的ADIが「動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力」において合意されたガイドラインの36「微生物学的ADI設定の一般的アプローチ」、これを以下「VICHガイドライン36」と申しますが、その算定式に基づき定められているものがあります。このVICHガイドライン36は、令和元年8月に改正され、微生物学的ADIの算定式が変更されました。これまで専門調査会においては、既に評価結果を有している抗菌性物質について評価要請があり、改正前のVICHガイドライン36により、微生物学的ADIが設定

されていた場合は、改正後のガイドラインの算定式に基づき、微生物学的ADIの変更を行ってきたところです。

VICHガイドライン36の改正に伴いまして、改正後の算定式に基づき、既存の微生物学的ADIを変更することは、評価の結論としてのADIが変更されない限り、委員会決定の1(2)②に規定する当該科学的知見が既存評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないときとみなし、今後は専門調査会による調査審議を経ることなく、評価対象を評価し、評価の結果を通知することとさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、資料7のとおり決定してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続を進めるようお願いいたします。

(8) その他

○山本委員長 ほかに議事はありますか。

○藤田総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、2月25日火曜日14時から開催を予定しております。

以上をもちまして、第972回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。